

新型インフルエンザ等対策行動計画と感染症予防計画

参考資料 |

	高槻市新型インフルエンザ等対策行動計画	高槻市感染症予防計画
根拠法	新型インフルエンザ等対策特別措置法（特措法） 第8条第1項	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 (感染症法) 第10条第14項
計画策定の主体	国、都道府県、市町村	国、都道府県、保健所設置市
計画の概要	新型インフルエンザ等の感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護することと、市民生活及び地域経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的に、平時の準備や感染症発生時の対策の内容を示すもの	感染症の予防の総合的な推進を図るための基本的な計画であり、感染症対策の方向性を示すもの
対象の感染症	新型インフルエンザ等感染症 指定感染症 ※ 当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、全国的かつ急速なまん延のおそれのあるもの 新感染症 ※ 全国的かつ急速なまん延のおそれのあるもの	一類、二類、三類、四類、五類感染症 新型インフルエンザ等感染症 指定感染症 新感染症
策定	平成25年11月（令和8年3月改定予定）	令和6年3月
経緯	平成21年 新型インフルエンザの世界的流行 平成25年 特措法施行(市町村の策定義務付け) 市行動計画の策定 令和2年～5年 新型コロナ対策を推進するため 特措法を改正	平成11年 感染症法施行 令和4年 感染症法改正（保健所設置市の策定義務付け） 令和6年 市予防計画の策定

※高槻市新型インフルエンザ等対策行動計画の改定に当たっては、高槻市感染症予防計画との整合性を図る